

特命随意契約について

1 根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項	
第2号	その性質又は目的が競争入札に適さない
第3号	特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける
第4号	新たな事業分野の開拓を図るものとして認定された者から物品を買入れ又は役務の提供を受ける
第5号	緊急の必要による
第6号	競争入札に付することが不利
第7号	時価に対して著しく有利な価格で契約ができる
第8号	競争入札に付し入札者又は落札者がいない
第9号	落札者が契約を締結しない

2 特命随意契約の手続きの流れ（契約課契約の場合）

- ① 所管課が特命随意契約理由書及び仕様書の案を作成
- ↓
- ② 契約課が特命随意契約理由書及び仕様書の案を事前チェック
- ↓
- ③ 事前チェック完了後、所管課が実施原議起案→契約締結請求
- ↓
- ④ 契約課が契約締結手続きを行う

1 件名

客引き行為等防止パトロール業務

2 目的

「千代田区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」(平成26年千代田区条例第7号。以下「客引き行為等防止条例」という。)に基づき、区民生活の安全安心を確保するため、区の指定する地域を巡回・駐留警戒し、客引き行為等をする者に対する指導及び来街者等への啓発活動を継続的に行うことで、当該地域の客引き行為等の撲滅を図る。

併せて、路上喫煙や放置自転車等への指導を行い、地域の生活環境の向上を図る。

3 履行場所

千代田区内の区が指定する地域(客引き行為等防止条例第8条第1項で定める「客引き行為等防止重点地区」(秋葉原昭和通り口周辺、神田駅周辺、外神田)内(別紙1参照))

4 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 履行日時

(1) 履行日

地区ごとに契約日に区が通知した日。

ただし、通知した履行日に変更があるときは、当該日の属する月の前月20日までに通知した日。

(2) 履行時間

■時から■時までのうちで区が指定する時間(下記を基本とする。)

①月曜日から土曜日

②日曜日、祝・休日

※区内の情勢の変化、区民等のパトロール活動の支援及び区が必要と認めるときは上記と異なる履行日時を指定することがあり、受託者はこれに応ずるものとする。なお、深夜帯を指定する場合は双方協議のうえ行う。

6 業務日数

地区ごとに■日を目安とする。(契約は固定費を除き、1日あたりの単価契約とし、配置日数に応じて支払うものとする。)

7 業務内容

受託者は、重点地区内において、立番による固定配置又は徒歩により、以下(1)～(3)に記載する指導・啓発活動を実施すること。

(1) 客引き行為等に対する指導

客引き行為等防止条例第2条第1項第8号に規定する公共の場所において、同条例第7条に違反し、客引き行為等をしていると認められる者を発見したときは、当該者に対して、客引き行為等をやめるように指導を行うこと。なお、指導する際は、強制や威圧と受け取られる態度を避け、理解と協力を求めるよう対応すること。

(2) 客引き行為等防止に対する広報啓発活動

客引き行為等をしている者及び店舗、区民(昼間区民を含む。)並びに来街者に対し、チラシ配布、

メガホン等による客引き行為等の規制に関する法令の広報啓発活動を実施すること。

(3) その他禁止行為に対する指導

ア 路上喫煙者に対する指導

巡回中に、安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例（平成 14 年千代田区条例第 53 号）第 21 条に規定する路上禁煙地区で喫煙又は吸い殻のポイ捨てをした者を発見したときは、同条に基づき注意指導を行うこと。また、必要に応じて注意指導時に吸い殻等の回収を行うこと。

イ 放置自転車に対する指導

巡回中に、道路や公園等の公共の場所で自転車を放置した者を発見したときは、「千代田区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」（平成 11 年 3 月 26 日条例第 13 号）第 5 条に基づき、注意指導を行うこと。

※ただし、上記(1)、(2)の業務中の場合は、当該業務を優先すること。

(4) 地域が実施する客引き防止パトロールの支援

町会や商店街、客引き行為等防止推進団体が行うパトロール等であって区が必要と認めるものに同行し、上記(1)、(2)の業務を行うこと。なお、実施する日時及び場所は、本契約の履行日時の範囲内に限るものとする。

※「客引き行為等」とは、公共の場所における以下の行為をいう。

1 客引き行為（全ての業種が対象）

・自らの客にすることを目的に、通行人等不特定の者の中から相手方を特定して、立ちほだかり、同行し、又は追従しながら話しかけ、あるいはサービス提供の内容や料金システム等を提示しながら誘うこと。

2 勧誘（スカウト）行為

・「ファッションヘルス」等の人の性的好奇心に応じて人に接する業務及び「キャバクラ」等の専ら異性に対する接待をして酒類を伴う飲食をさせる業務に従事するよう勧誘をすること。
・「アダルトビデオ」の出演や「ポルノ画像」の被写体となるように勧誘をすること。

3 客待ち

・「客引き行為」や「勧誘（スカウト）行為」をする目的で、「うろつき」、「たたずみ」、「たむろ」等を行い客になる人を待つこと。

8 業務体制

(1) 統括責任者の配置

ア 受託者は、この業務を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を置くこと。

イ 統括責任者は、パトロール員の指導監督を行うこと。

ウ 統括責任者は、業務の遂行方法について、区と打合せや調整を行うこと。

エ 統括責任者は、警備業法に基づく「警備員指導教育責任者」資格保有者又は警察官OBであること。

オ 統括責任者は、履行場所に常駐し、全体の指揮を執ること。

カ 受託者は、この業務を統括する副責任者（以下「統括副責任者」という。）を2名以上定め、履行日に配置すること。統括責任者が不在となる場合は、統括副責任者が統括責任者と同等の責任を果たすこと。統括副責任者の数は確実に配置できる数とし、上限は設けない。統括副責任者に定められた者がその任に従事しない時間帯において、パトロール員として配置されることは妨げない。

キ 統括副責任者は、統括責任者と同等の資格等を有し、その任務につけるものであること。

ク 受託者は、統括責任者及び統括副責任者に自社の身分証明書及び区が発行する指導員証を携行させること。なお、指導員証は、本契約満了後に全て返却するものとし、紛失した場合は速やかに区へ報告すること。

ケ 受託者は、統括責任者に携帯電話を常備させ、緊急時等における連絡体制を確保すること。

(2) 客引き防止パトロール員（以下、「パトロール員」という。）の配置

ア パトロール員は、「3 履行場所」で定める重点地区内に配置すること。

イ パトロール員は、以下の要件を満たしていること。

(ア) 成人であること。

(イ) 巡回啓発業務（路上喫煙禁止条例違反者や違法な路上販売への巡回指導など、特定の場所を巡回しながら法令やルール違反に対し注意指導を行う業務であって、公共団体が委託するもの。）に関する実務経験を3か月以上有する者であること。

(ウ) 本業務の目的と内容を理解し、責任感を持って業務に取り組み、心身ともに健康な者であること。

ウ 受託者は、パトロール員に自社規定の制服及び必要に応じて雨具、防寒着等（以下これらを「制服等」という。）を着用させること。なお、制服等は、区民に不快感を与えない服装であることとし、制服等に係る費用は、受託者の負担とする。また、端正な身だしなみを保持させ、随時点検すること。

エ 受託者は、客引き行為等防止条例の啓発のため、パトロール員に区が支給する客引き防止啓発用メッシュベストを制服の上から着用させること。

オ 受託者は、パトロール員に区が支給する携帯灰皿を携行させること。

カ 受託者は、パトロール員に自社の身分証明書及び区が発行する指導員証を携行させること。なお、指導員証は、本契約満了後に全て返却するものとし、紛失した場合は速やかに区へ報告すること。

キ 受託者は、パトロール員に広報啓発や行動記録用の機器等の必要な機材や消耗品を携行させること。

ク 受託者は、パトロール員に携帯電話を常備させ、緊急時等における連絡体制を確保すること。

9 待機施設

千代田区内に待機施設を確保すること。千代田区が発信する情報を即時把握する、及び区担当者と従事者との緊密な意思疎通を図るため、待機施設においてWebの閲覧、メールの送受信ができる体制をとること。そのために必要なプロバイダ契約・パソコン等は受託者が用意すること。

10 区への報告等

(1) 統括（副）責任者名簿の作成

受託者は、業務開始前までに本業務に従事する統括責任者及び統括副責任者の名簿（氏名、生年月日、警備員指導教育責任者又は警察官OBの別）並びにそれぞれの警備員指導教育責任者資格証又は警察官OBであることを証するものを区に提出すること（名簿の書式は任意）。なお、名簿提出後、統括責任者及び統括副責任者を変更しようとするときは、その都度区の承認を得ること。

(2) 従事者名簿の作成

受託者は、業務開始前までに本業務に従事するパトロール員等の名簿（氏名、生年月日、警備業務に従事した経歴に関する事項等）を区に提出すること（書式は任意）。なお、名簿提出後、パトロール員等を変更しようとするときは、その都度区の承認を得ること。

(3) 緊急連絡網の作成

受託者は、業務開始前までに緊急連絡網（別紙2）を区に提出すること。

(4) 実施計画書の作成

受託者は、毎月末日（ただし、4月にあつては区が指定する日）までに、翌月分の勤務予定者及び重点巡回エリア等を記載した実施計画書を提出すること（書式は任意）。その際、統括責任者・統括副責任者が分かるように明記すること。

(5) 報告書の作成

受託者は、次に掲げる報告書を作成し、定められた期限までに区に提出すること。

ア 日報の作成

受託者は、業務を実施したときは、客引き行為等をしている者の人数等の集計や、改善状況等を記載した日報（別紙3）を作成し、当該日の翌開庁日の正午までに電子メールで区担当課宛に送付すること。

イ 月報の作成

受託者は、1か月分の実施結果について月報を作成し、翌月5日（ただし、当該日が土曜・日曜日、祝・休日の場合は、翌開庁日、3月分は3月31日）までに前月分を区担当課宛に送付すること。

なお、四半期に1回程度、月報を持参の上、当該地域の客引き行為等の動向について区に報告し、今後の指導方針について区と協議するものとする。

11 業務実施上の条件

- (1) 受託者は、警備業法第4条の認定業者であって、過去5年以内に法に基づく行政処分を受けたことがない業者であること。このことについては、法で定める認定証の写しと誓約書（任意書式）を提出すること。
- (2) 受託者は、統括責任者、統括副責任者及びパトロール員に対し、本業務の内容（関係法令、条例等）を教育し熟知させること。
- (3) 受託者は、統括責任者、統括副責任者及びパトロール員に対し、職務を執行する上で特別な権限を有していないことを認識させること。また客引き行為等をしている者及び店舗、区民（昼間区民を含む。）並びに来街者に対する声掛け（助言・指導・注意）を積極的に行うとともに、声掛けに際しては、区民等から誤解を招くことのないよう、言動には十分配慮するよう指導すること。
- (4) 受託者は、業務従事者の活動に関し区民等から苦情があったときは、事実を確認するとともに、発生原因、再発防止対策等を記載した書面により区に報告すること。
- (5) 受託者は、常に業務従事者の健康管理に留意の上、健康状態を把握し、業務に支障がないようにすること。
- (6) 関係法令を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (7) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (8) 受託者は、業務遂行中に被った災害、第三者行為その他の事故について、一切の責任及び賠償を区に求めないこと。
- (9) 受託者は、区又は第三者に対して損害を与えたときは、その賠償責任を負うこと。

12 その他

- (1) 受託者は、業務開始前に原則として神田警察署及び万世橋警察署に立ち寄り、最新の事件・事故等に関する情報について収集すること。これらの内容については、連絡事項等があれば必ず区へ報告すること。
- (2) パトロール中に通行者等から問合せや地理案内を求められたときは、当該業務に支障のない範囲で誠実に応対すること。
- (3) パトロール中は、通行の妨げや店舗の営業妨害と誤認されないよう注意すること。
- (4) 業務中に事件・事故を現認し、又は迷い人・急病人等の要保護者を発見した場合など緊急対応を要するときは、直ちに警察又は消防等の関係機関に通報するとともに、必要な措置を講ずること。また、区民等の安全確保を第一とし、警察や消防等との連携を図ること。
- (5) 事件、事故等の特異事案を取り扱った場合は、事案の概要を速やかに区に口頭報告するととも

に、追って区に書面で報告すること。

- (6) その他対応困難な状況が発生したときは、直ちに区に連絡して指示を受け、適切に対応すること。
- (7) 大雨、洪水、地震等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、区の指示に従い、安全確保を図りながら現場確認等の対応に当たること。
- (8) 休憩は、受託者が設ける拠点において定められた時間に行い、路上等の公共の場所では行わないこと。
- (9) 業務に必要な物品等の全ての費用は、区が支給するものを除き、受託者の負担とする。

13 疑義等の取扱い

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、区と協議し決定すること。

14 支払方法

- (1) 本業務の1日当たりの単価を設定し、業務の履行実績に応じて支払う。ただし、総価分については、令和4年4月分として一括して支払う。
- (2) 本件は、月払とし、履行検査の合格後、適正な請求書を受領してから30日以内に支払う。

15 問合せ先

千代田区 地域振興部 安全生活課 安全生活係

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区役所本庁舎5階

電話 03 (5211) 4251 (直通)

FAX 03 (3264) 8956

E-mail anzenseikatsu@city.chiyoda.lg.jp

見定
て
又

内 訳 書

【総価分】

(単位:円)

項目	単位	小計	消費税	合計
客引き行為等防止パトロール業務(経費)	1式	2,100,000	210,000	2,310,000

よそ
と賠

【単価分】

(単位:円)

No.	名称	勤務時間	単位	単価
1-①	業務責任者	5時間	1人あたり	22,000
1-②	パトロール員			20,000
2-①	業務責任者	10時間	1人あたり	35,750
2-②	パトロール員			32,500

がで

し、

は、
書け

※支払金額の確定
数量が確定した段階で、上記単価に確定数量を乗じて得た額の合算額に10%を加算した額を
支払うものとする。ただし、当該契約に基づく請求金額に1円未満の端数が生じた場合には、当
該端数金額は切り捨てる。

令和4年3月31日

千代田区長 殿

シンテイ警備株式会社
千代田区客引き行為等防止パトロール業務
統括責任者 [REDACTED]

令和 4年 4月 における神田地区での活動を以下のように計画いたしました。
ご承認をお願いいたします。

神田地区活動計画 4月 履行日: [REDACTED] 計 [REDACTED]

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
管理責任者	[REDACTED]																													
パトロール員①	[REDACTED]																													
パトロール員②	[REDACTED]																													
パトロール員③	[REDACTED]																													

重点地区(神田周辺)

特記 :



客引き行為等防止パトロール業務 日報

実施日	令和 年 月 日 ()		時 ~ 時	天候	
No.	業務従事者属性	業務従事者氏名	No.	業務従事者属性	業務従事者氏名
1	統括責任者		2	パトロール員	
3	パトロール員		4	パトロール員	
5	パトロール員		6	パトロール員	

<客引き行為者等の集計>

時間帯	項目	視認人数	啓発人数(行為者等への声掛け)	時間帯	項目	視認人数	啓発人数(行為者等への声掛け)
19時	客引き	人	人	20時	客引き	人	人
	客待ち	人	人		客待ち	人	人
	呼込み	人			呼込み	人	
21時	客引き	人	人	当日累計	①客引き	人	人
	客待ち	人	人		②客待ち	人	人
	呼込み	人			③呼込み	人	
その他禁止行為(17~22時)			人		①~③計	人	人

<特記事項>

No.	時間	場所	状況・対応等
例	19時50分	秋葉原周辺	万世橋警察署による巡回があった。
1			
2			

<総括報告> ※当日の客引き行為等の状況や改善状況について総括的に記入してください。

※追加する場合は行を挿入してください。

令和4年4月30日

千代田区長 殿

東京都中央区新富一丁目8番8号
シンテイ警備株式会社 第五事業部
業務責任者 [REDACTED]

千代田区客引き行為等防止パトロール業務 神田地区
4月分月報

活動日 [REDACTED]

1. 推 進 状 況

東京都は、4月25日から5月22日までの期間を新型コロナウイルス感染症拡大のリバウンド警戒期間と定めた。

こうした状況から、街頭では新規感染者数が高止まりしている感があるものの、4月に入り新卒者の歓迎会や退職者の送別会などで飲食店ではお客の入りが格段に増えた。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[Redacted text]

2 客引き対策の効果

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

3. 特異事項抑止関係

[Redacted text block]

4. 一般人からの激励

[Redacted text block]

5. 今後の取り組み

[Redacted text block]

<支払管理表>

件名 年度	客引き行為等防止パトロール業務			契約額・限度額 目	残額 事業	¥9,587,025 細事業
	会計	款	項			
令和4年度	一般会計	地域振興費	地域振興管理費	地域振興総務費	委託料	客引き行為等の防止対策

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

金額	¥8,444,150	¥5,879,775	¥6,381,100	¥6,890,950	¥6,292,550	¥6,637,125
期間・回数	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
累計	¥8,444,150	¥14,323,925	¥20,705,025	¥27,595,975	¥33,888,525	¥40,525,650
摘要						
審査	済	済	済	済	済	済

⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫

金額	¥6,446,550	¥5,936,150	¥6,425,100	¥6,014,525	¥5,584,700	¥7,648,300
期間・回数	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
累計	¥46,972,200	¥52,908,350	¥59,333,450	¥65,347,975	¥70,932,675	¥78,580,975
摘要						
審査	済	済	済	済	済	済

仕 様 書

1 件 名

神田警察通りの道路工事等に係る保安業務（第326号）

2 業務概要

- (1) 目 的：神田警察通りにおいて道路工事等の実施にあたり、作業帯及び作業帯周辺の保安管理の充実を図ることで、施工時の安全確保と工事の円滑化の両立を図ることを目的とする。
- (2) 履行場所：神田警察通り（特別区道千第389号）
- (3) 契約期間：契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
- (4) 業務時間：以下の時間とする
 - ① 5：00 から 22：00（うち9時間）
 - ② 20：00 から 5：00
 - ③ 21：00 から 5：00
 - ④ 22：00 から 5：00
 - ⑤ 23：00 から 5：00
 - ⑥ 24：00 から 5：00

3 適 用

本仕様書は、神田警察通りの道路工事等に係る保安業務（第326号）（以下「本業務」という。）において必要な事項を定める。

本業務の履行にあたり、本仕様書に明示されていない事項や疑義がある場合は、千代田区（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が協議してこれを定める。

4 資格要件

本業務の履行にあたり、警備業法第22条第2項に基づく警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者を最低5名以上配置すること。

5 業務内容

乙は、以下のように本業務を行う。

(1) 現地踏査

対象路線の現地状況や、保安箇所を確認のうえ、警備体制を計画すること。

(2) 現地における業務

保安内容は下記のとおりとする。

- ① 本業務にあたり、作業帯及び保安の状況を記録する。
- ② 作業帯の保安を行い、工事関係者の円滑な出入りのため誘導を行う。
- ③ 作業帯内への侵入を防止するとともに、作業帯への破損行為及び形状を変更しようとする者を抑制する。
- ④ 作業帯内に侵入した者に対して、速やかに退去するよう警告し、危険を避けるために必要な措置をとる。
- ⑤ 沿道建物を利用する一般人の安全を確保しながら通行を誘導する。

(3) 報告書作成

業務成果として、以下の項目を網羅した報告書をし、甲の確認を得ること。

- ①保安人数及び体制
- ②現場の対応状況

6 業務の処理

乙は、業務の詳細及び範囲について、甲と十分に打合せをして本業務の目的を達成しなければならない。特に警備体制については、業務前に必ず甲担当者と協議すること。また、作業前においても、迅速に業務に取り掛かることができるよう事前にミーティングを行うこと。

7 業務の完了

(1) 成果品の提出

本業務が完了したときは、成果品を供給完了書及び納品書とともに千代田区道路公園課宛に提出し完了検査を受けるものとするが、甲が指示する場合は履行期間途中においても成果品の部分提出を行うものとする。また、委託が完了し、成果品の引渡し後において内容に不備、不完全が発見された場合は、乙の責任において直ちに補正すること。

①成果品は以下のものとする。

- ・保安業務報告書（正副1部ずつ）

②電子データはPDF形式とWindows版MS Office形式（Word&Excel形式）の2種類で作成することを基本とする。

(2) 成果品に関する留意事項

成果品の提出の際には、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

8 機密の保持

乙は、甲の承諾なく成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。

また、業務に関して知り得た個人情報等は全て甲の個人情報であり、甲の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。

9 事故等の処理

第三者に損害を与えた場合は、直ちに被害者に対する適切な措置をとるとともに、その原因を取り除き被害の拡大防止を図り、速やかに甲に報告すること。また、その損害に対する賠償は乙の責任で処理すること。

10 検査

乙は、完了後、速やかに検査の準備を済ませ、検査を受けること。
また、甲が指示する場合は履行期間途中においても既済部分検査に応じること。

11. 支払い金額の算出及び支払い方法

(1) 支払い金額の算出

支払い金額は別紙単価表に基づき算出した額とする。

(2) 中止時規定

本業務における警備実施日前に、やむを得ず中止となってしまった場合の支払金額の算定は以下のとおりとし、消費税は課税されないものとする。

ア 実施予定日1週間前までに中止となった場合、別紙単価表に基づき算出した額の20%

イ 実施予定日1週間以降、2日前AM9:00までに中止となった場合、別紙単価表に基づき算出した額の50%

ウ 上記以降に中止となった場合、別紙単価表に基づき算出した額の100%

(3) 支払い方法

検査合格後、関係書類を添付した適正なる請求書を受理した日より30日以内に支払う。なお、請求書等は速やかに提出すること。

12 情報セキュリティの確保

電子情報の取り扱いに関して、乙は千代田区情報セキュリティポリシー【基本方針】(令和4年10月1日施行)及び千代田区情報セキュリティ対策基準(令和4年10月1日施行)と同等の水準での情報セキュリティを確保すること。なお、乙が情報セキュリティを確保することができなかつたことにより甲が被害を被つた場合には、甲は乙に損害賠償を請求することができる。甲が請求する損害賠償額は、甲が実際に被つた損害額とする。

以上

令和4年度 千代田区 環境まちづくり部 道路公園課

単価表

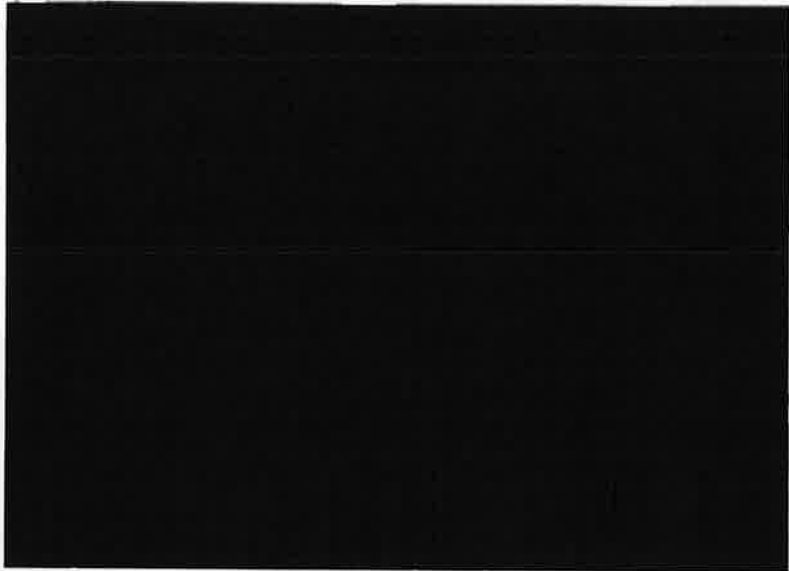
名称	単位	単価 (税抜)	実働時間	適用時間	名称	単位	単価 (税抜)	実働時間	適用時間
警備員 A-①	人	70,000	8時間	5:00~22:00 のうち9時間	警備員 B-①	人	40,000	8時間	5:00~22:00 のうち9時間
警備員 A-②	人	83,122	8時間	20:00~5:00	警備員 B-②	人	47,500	8時間	20:00~5:00
警備員 A-③	人	74,372	7時間	21:00~5:00	警備員 B-③	人	42,500	7時間	21:00~5:00
警備員 A-④	人	65,622	6時間	22:00~5:00	警備員 B-④	人	37,500	6時間	22:00~5:00
警備員 A-⑤	人	54,685	5時間	23:00~5:00	警備員 B-⑤	人	31,250	5時間	23:00~5:00
警備員 A-⑥	人	54,685	5時間	24:00~5:00	警備員 B-⑥	人	31,250	5時間	24:00~5:00

- 1 警備員Aは警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者とする。
- 2 警備員 A-1及び警備員B-1の勤務開始時間については、区の指示によるものとする。
- 3 原則1時間休憩をとること。(警備員 A-6及び警備員B-6を除く)
- 4 支払金額の確定
数量が確定した段階で、上記単価に確定数量を乗じて得た額の合算額に10%を加算した額を支払うものとする。
ただし、当該契約に基づき請求金額に1円未満の端数が生じた場合には、当該端数金額は切り捨てる。
- 5 中止時規定
本業務における警備実施日前に、やむを得ず中止となった場合の支払金額の算定は以下のとおりとし、消費税は課税されないものとする。
ア 実施予定日1週間前までに中止となった場合、単価表に基づき算出した額の20%
イ 実施予定日1週間以降、2日前AM9:00までに中止となった場合、単価表に基づき算出した額の50%
ウ 上記以降に中止となった場合、単価表に基づき算出した額の100%

警 備 報 告 書

得意先名	千代田区役所		
件 名	神田警察通りの道路工事等に係る保安業務（第326号）		
履行場所	神田警察通り（特別区道千389号）		
履行日時	自：令和 5 年 2 月 5 日 23 : 00	天候	晴れ
	至：令和 5 年 2 月 6 日 09 : 00		
報告者	[Redacted]		
配置人数	[Redacted]		
配置人員氏名 (有資格者)	[Redacted]		
配置人員氏名 (一般)	[Redacted]		

時 刻	内 容
22:00	勤務者集合完了。点呼後、各班毎に装備確認及びミーティング実施。
22:45	[Redacted]
23:00	[Redacted]
23:00	全体教養実施。
23:50	各班毎に集合場所を出発。
24:00	基幹系無線開局。通信状況良好。
00:20	施工場所付近に各班到着確認。現地支部より作業部隊に予定通り出発の指示が出る。
00:28	作業部隊車両到着に合わせて、各班配置に展開。業務開始。
00:48	[Redacted]
01:25頃	[Redacted]
02:00	予定作業帯設置完了。ミニストップ前まで作業帯を追加設置に伴い配置変更。
03:00	ミニストップ前より伐採作業開始。周辺警戒を厳重にする様指示。
04:57	伐採作業が完了し、作業帯の撤去作業に移る。
05:50	作業帯撤去進捗に伴い、現地支部指示により縮小配置へ移行。
06:10	現地支部の指示により全配置解除。
07:00	全員集合場所へ帰着。
	終礼。各班毎に勤務状況聞き取り確認を実施。
09:00	勤務解除し、解散。
	以上

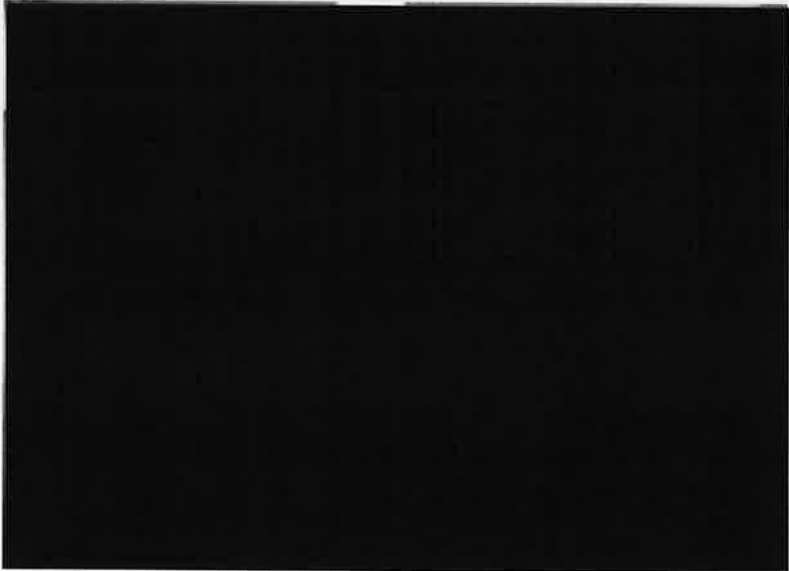


No.1 23:00~23:20

より本日の

作業進行予定の再確認及び

注意点説明を実施

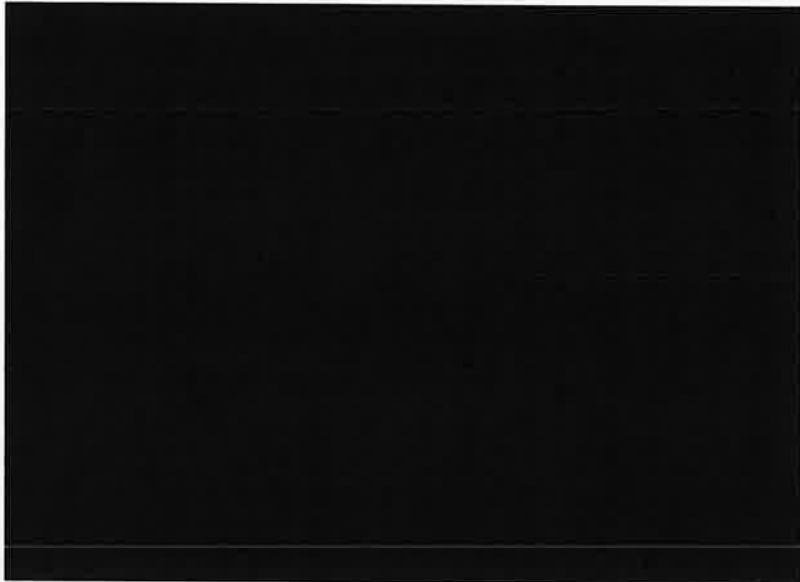


No.2 23:20~23:30

より

業務実施及び対応時の

注意点の指導、教養実施

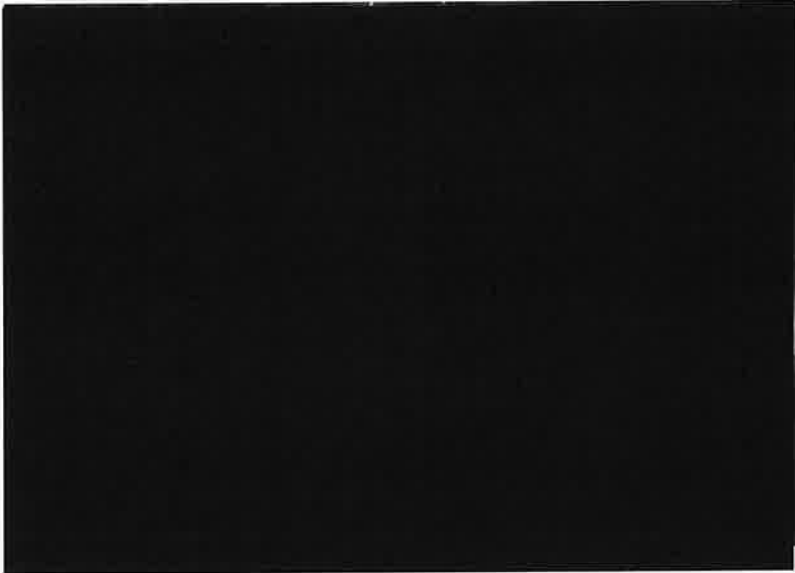


No.3 23:30~23:45

より

指揮命令系統の再確認及び

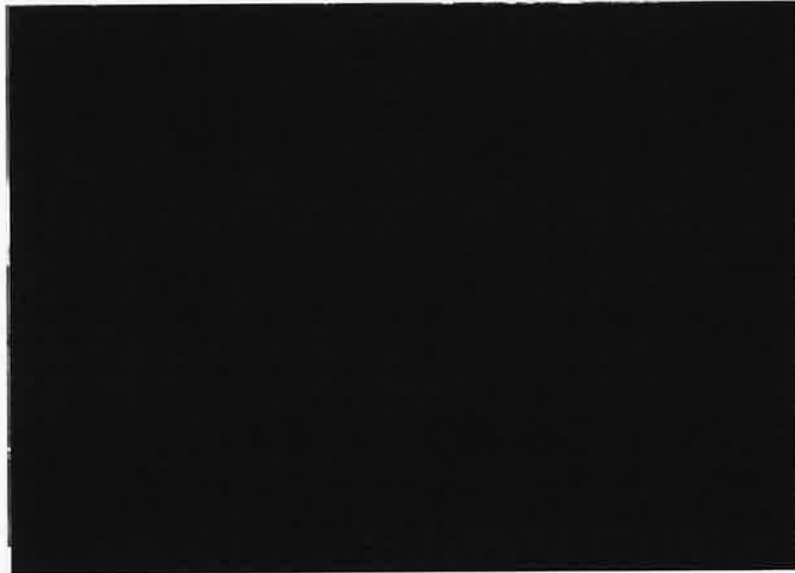
報告連絡徹底の指示を行う



No. 4 00 : 30頃

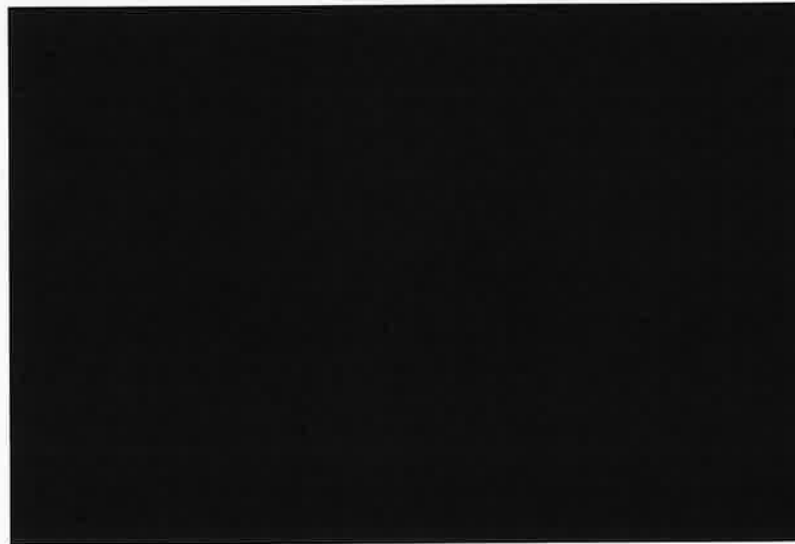
作業帯設置開始

対象木固定配置状況

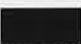


No. 5 00 : 50頃

終点側  設置完了



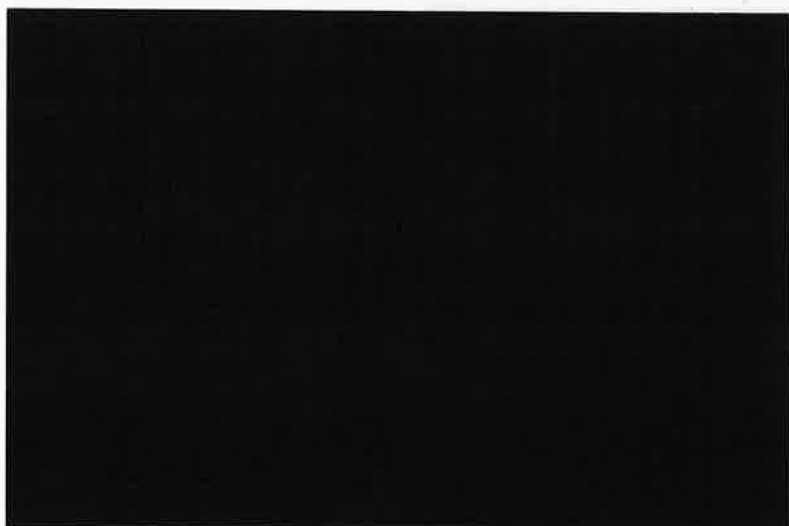
No. 6 01 : 20頃

歩道部  配置完了



No.7 02:00頃

計画作業帯全景



No.8 02:40頃

コンビニ前 █████ 設置



No.9 05:50頃

常設帯撤去完了

予算・決算特別委員会 追加資料一覧

資料番号

件名

- 1 神田錦町三丁目福祉施設について
- 2 防災備蓄品について
- 3 学校におけるアヒルの購入について
- 4 高齢者福祉施設について
- 5 特命随意契約について
- 6 道路維持管理について
- 7 神田警察通り設計業務について
- 8 過去5年間において議決後に変更を行った工事(道路公園課分)の一覧

第一編 總論 各章要目研究表-頁次

章 目	頁 次
第一章 總論	1
第二章 總論	1
第三章 總論	1
第四章 總論	1
第五章 總論	1
第六章 總論	1
第七章 總論	1
第八章 總論	1
第九章 總論	1
第十章 總論	1
第十一章 總論	1
第十二章 總論	1
第十三章 總論	1
第十四章 總論	1
第十五章 總論	1
第十六章 總論	1
第十七章 總論	1
第十八章 總論	1
第十九章 總論	1
第二十章 總論	1
第二十一章 總論	1
第二十二章 總論	1
第二十三章 總論	1
第二十四章 總論	1
第二十五章 總論	1
第二十六章 總論	1
第二十七章 總論	1
第二十八章 總論	1
第二十九章 總論	1
第三十章 總論	1
第三十一章 總論	1
第三十二章 總論	1
第三十三章 總論	1
第三十四章 總論	1
第三十五章 總論	1
第三十六章 總論	1
第三十七章 總論	1
第三十八章 總論	1
第三十九章 總論	1
第四十章 總論	1
第四十一章 總論	1
第四十二章 總論	1
第四十三章 總論	1
第四十四章 總論	1
第四十五章 總論	1
第四十六章 總論	1
第四十七章 總論	1
第四十八章 總論	1
第四十九章 總論	1
第五十章 總論	1
第五十一章 總論	1
第五十二章 總論	1
第五十三章 總論	1
第五十四章 總論	1
第五十五章 總論	1
第五十六章 總論	1
第五十七章 總論	1
第五十八章 總論	1
第五十九章 總論	1
第六十章 總論	1
第六十一章 總論	1
第六十二章 總論	1
第六十三章 總論	1
第六十四章 總論	1
第六十五章 總論	1
第六十六章 總論	1
第六十七章 總論	1
第六十八章 總論	1
第六十九章 總論	1
第七十章 總論	1
第七十一章 總論	1
第七十二章 總論	1
第七十三章 總論	1
第七十四章 總論	1
第七十五章 總論	1
第七十六章 總論	1
第七十七章 總論	1
第七十八章 總論	1
第七十九章 總論	1
第八十章 總論	1
第八十一章 總論	1
第八十二章 總論	1
第八十三章 總論	1
第八十四章 總論	1
第八十五章 總論	1
第八十六章 總論	1
第八十七章 總論	1
第八十八章 總論	1
第八十九章 總論	1
第九十章 總論	1
第九十一章 總論	1
第九十二章 總論	1
第九十三章 總論	1
第九十四章 總論	1
第九十五章 總論	1
第九十六章 總論	1
第九十七章 總論	1
第九十八章 總論	1
第九十九章 總論	1
第一百章 總論	1